

被扶養者の認定・取消の手続きを忘れずに!

就職や退職により被扶養者の認定・取消の手続きが必要となる方は、次の書類を所属所の共済事務担当課に提出してください。

被扶養者の認定(退職による無職・無収入の場合)

退職日の翌日から30日以内に次の書類を提出してください。

なお、30日を超えた場合は、所属所の受付日からの認定となります。

提出書類 ○…必須書類 ※…該当する方のみ

○ 被扶養者申告書 ○ 家庭状況 ○ 退職証明書または資格喪失証明書

※ 雇用保険関係書類(雇用保険の適用がある場合)

※ 国民年金第3号被保険者関係届、基礎年金番号確認書類(短期組合員を除く20歳以上60歳未満の配偶者の場合)

被扶養者の取消(就職の場合)

次の場合は、速やかに次の書類を提出してください。

- ① 就職先の健康保険が適用となる場合
- ② 健康保険の適用外であっても、恒常に月額108,334円(給与明細書の控除項目及び交通費等を含む総支給額)以上の所得が見込まれる場合
- ③ 月途中の就職等初回の給与は108,334円未満であっても、以降は月額108,334円以上になる場合
- ④ 認定基準額を超えていても人手不足による労働時間延長に伴う一時的な収入変動がある場合は、事業者の証明を受けることで引き続き認定することができます。

提出書類 ○…必須書類 ※…該当する方のみ

○ 被扶養者申告書 ○ 組合員被扶養者証 ※ 就職日を確認できる書類(②、③の場合)

※ 国民年金第3号被保険者関係届(短期組合員を除く20歳以上60歳未満の配偶者で、②、③の場合)

※ 被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書(④の場合)

- ・「被扶養者申告書」及び「家庭状況」は、こちらから取得できます。
- ・その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。
- ・収入がある場合の認定については、「共済のしおり(10~20ページ)」またはこちらをご覧ください。